# お水尾孝夫

学 位 の 種 類 博 士(文 学)

学位記番号 文博第 389 号

学位授与年月日 平成23年9月8日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研 究 科 ・ 専 攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)

歴史科学専攻

学 位 論 文 題 目 南朝宋斉政権の権力構造とその基盤

論 文 審 査 委 員 (主査)

教授川合 安教授熊本 崇

教 授 佐 竹 保 子

准教授 大 野 晃 嗣

## 論文内容の要旨

#### 序論

本論は、中国魏晋南北朝時代のなかでも南朝(宋〔420~479〕・斉〔479~502〕・梁〔502~557〕・陳〔557~589〕)の宋・斉両王朝の時代の権力構造とその権力基盤の問題について考察を加えんとするものである。南朝でも考察の対象を前期二王朝に絞るのは、梁の時代になると、政治構造や社会の変化、そしてそれを受けての梁武帝の諸改革により、権力構造が変更され、梁以前とそれ以後では、同じ南朝でもその性格は異なり、別々に考察される必要があると推察されるからに他ならない。ただし、梁以降を研究するにあたっては、この前期二王朝の実態の究明が不可欠であり、そういう意味では、本論は、南朝の全体像を把握するための基盤的研究とも言える。

我が国においては、内藤湖南以来、魏晋南北朝時代は、「貴族制の時代」と理解されてきており、最近に至るまで、「貴族制」の研究が活発に進められ、貴族の官僚的姿態に着目した寄生官僚論、家格によって当時の身分が整然と秩序づけられていた点を強調する族門制論、貴族の地方の名望家である点に重点を置く共同体論など、様々な論点から「貴族制」を解明しようとする試みがなされてきた。しかし、すでに指摘されているように、かかる活発な議論がなされてきたにも拘らず、結局のところ、各研究者が前提としてもつ「貴族制」像に制約を受け、いまだに統一的な視覚と方法論を構築し得ず、学界共通の「貴族制の時代」理解はなされていないのが現状なのである。

このような状況下、我が国において初めて本格的に南朝史の研究に取り組まれたのは、岡崎文夫氏であった。岡崎氏は、南朝宋斉時代を「貴族制」の全盛期と捉え、劉宋の文帝の元嘉時代を最もそれが安定した時期と位置づけている。氏は、当初より、「貴族制」の形成に皇帝権力が深く関わっていたと考え、

示唆に富む見方を示した。すなわち、当時の権力構造が、皇帝権力を中心として展開し、それと併行する形で、「貴族制」が存在していたとし、その「貴族制」に皇帝が気を配っていたところに、当時の権力構造が成り立っていたと理解したのである。氏の見解は、南朝史研究最初期において、すでに皇帝制度の枠内で「貴族制」を考えようとしている点で非常に示唆的なのではあるが、初めから貴族の存在を皇帝との対立関係で捉えようとしている点で、やはり当時の権力構造のイメージが出来上がってしまっており、氏自身のもつ「貴族制」像の制約を受けてしまっているように思われるのである。

本論は、こうしたこれまでの学界状況に鑑み、一度、「貴族制」の研究とは距離を置き、名族(貴族)層、寒門寒人層など、あらゆる階層をも含めたより包括的な視座から、南朝諸政権の備えもつ権力構造やその権力基盤の問題について検討し直し、今まで見落とされてきたそれらの実態を明確化していくことで、今後の南朝史像、ひいては魏晋南北朝史全体像の再構成に備えることとしたい。

本論は、二部構成をとり、**第Ⅰ部「南朝宋斉政権の権力構造」**(第一章・第二章)では、上述の観点から、とくに劉宋時代の権力構造の問題について改めて検討した。

第一章「劉宋前期における政治体制と皇帝家の姻族・婚姻関係」では、劉宋前期(初代武帝〔在位:420~422〕・第三代文帝〔在位:424~453〕期)の政治体制について再検討した。この問題については、前述の岡崎文夫氏の研究を踏まえつつ、さらに南朝史の研究を推し進め、当該分野に多大な成果をもたらした越智重明氏の研究がある。それは、初めて劉宋の皇親に注目し、当該時期の政治体制を分析した点で非常に画期的な考究であった。ただ、氏の研究では、血縁関係に基づく皇親を問題の中心にしており、その際、必ず考慮に入れられるべき婚姻関係を紐帯とする皇帝家の姻族については、考察の対象外とされていて、この関係をも視野に入れたうえで、再度、政治体制の究明がなされる必要があるように思われた。

また、南朝皇帝家の婚姻関係については、すでに矢野主税氏の専論があるが、氏の研究もまた、門閥 社会内における秩序(「貴族制」)の変容にその考察の主たる関心があるため、当時の政治史にそくした 検討がなされていないという点でなお検討課題を残したように考えられるのである。

そこで第一章では、当該時期の政治史にそくしつつ、皇帝家の姻族・婚姻関係の問題を軸に、劉宋前期(武帝・文帝期)の政治体制について検討し直すことで、劉宋前期政権の構造的特質を考究した。

その結果、この分野の研究に初めて本格的に取り組んだ越智氏の提示した劉宋時代に確立されたとする『皇帝―皇親―貴族―下流貴族』の対外的な政治的ヒエラルキーが、必ずしも強固に固定されていた訳ではなく、皇親親委の体制を目指しながらも、信任する名族や寒門の士族、さらには創業時以来の外族らを、皇親に準じる形で任用していたこと、また、皇親親委の体制を具現化できない場合は、彼らを皇親以上に重用していたことを確認し得た。そしてその際、名族(貴族)や寒門士族(下流貴族)については、多く皇帝家と姻戚関係にある有能な者たちを選んで任用し、かかる関係のない者には、新たに婚姻関係を結ぶことで、政権基盤を強化・安定化しようとする当該政権の構造的特質を看取し得たのである。

第二章「劉宋孝武帝の対州鎮政策と中央軍改革」では、従来、南朝皇帝のなかでも、とくに「専制的」 皇帝のイメージが強い劉宋の第四代孝武帝(在位:453~464)を取り上げた。孝武帝の時代には、台使 を派遣して中央財政の強化を目指したり、州鎮長官の自立性の増長を防止すべく地方長官の任期を6年 から3年に短縮したり、典籤を耳目の如く活用して地方長官を監視したり、と様々な方面で皇帝権力の 強化を志向する施策が打ち出されており、かかる諸政策を断行し得たことも、孝武帝にこうした印象が 付与されてきた一因であったかのように推測される。

先行研究では、南朝政治史の特徴として、皇帝権力の強化と寒門寒人の台頭が指摘され、皇帝が寒人を中書舎人などに任命し、「専制的」な政治を行うという図式がしばしば描かれてきた。最近では、川合安氏により、そういった図式が、沈約『宋書』の意図したものであって、実態とは異なっていたのではないかとする指摘もなされている。この氏の見解には賛同の意を表するものであるが、ただ、孝武帝が、ともかくも一定程度、自らの意向を遂行し諸改革を行い得たことも確かであって、そのことをどう説明するのか。それについて、これまでのようにただ寒門寒人の任用という側面からだけでは、やはり説明として物足りないものがあるように思われる。

そこで第二章では、孝武帝が皇帝権力の強化を志向して行った様々な政策のなかでも、とくに彼の対 州鎮政策と中央軍に対する諸施策とに焦点を絞り、国軍体制の再編という総体的な視野から一考を加 え、これまで南朝の「専制的」皇帝の代表とも見なされてきた孝武帝の権力基盤の強化の一端について 検討を加えた。

その結果、孝武帝は、要州を細分化して州鎮を抑制する一方で、中央軍を補強整備し、国軍体制の中心に位置づける方策を意図的に実施し、それと同時に、中央軍の主要な武官には、「代党」という帝即位前、在藩時代の旧幕佐で、さらに軍事面での実績を有する人物を選任する傾向を強めたことをつきとめた。かくして、孝武帝は、州鎮抑制策を実施しつつ、中央軍を補強整備して、その位置を国軍体制下において高めるとともに、中央軍自体を己の意向を反映でき、征討にも耐え得る構造へ再編成することに、ともあれ成功し、その体制を背景に、自身の権力を行使し得ていたことを明らかにしたのである。

また、第Ⅱ部「南朝宋斉政権と晋陵郡域上の僑民」(第三章・第四章・第五章)では、南朝宋斉両王朝の権力を支えたその本源的な基盤について究明した。従来、南朝諸政権が、自らの権力基盤を強化するひとつの方法として、礼制などの整備に力を注いでいた点は、南朝の正統性の問題とも関わって、すでに注目されてきている。第Ⅲ部では、この礼制以外の側面、すなわち、北来の流民と軍事との関係から、南朝宋斉政権の本源的な権力基盤について検討した。

北来の流民に着目するのは、どのような人々が国軍の兵士となって活躍していたのかという問題が、政権の権力基盤を考える際に、きわめて重要な論点になると考えられるからに他ならない。そして、この問題を東晋南朝時期において考える際、当時の流民の存在を看過してはならないように思われるのである。とくに南朝諸王朝の場合、実に劉宋(彭城彭城)、南斉(南蘭陵蘭陵)、梁(南蘭陵蘭陵)三王朝が、北来流民、とりわけ都・建康(現江蘇南京市)の東方に広がる晋陵郡域に僑居した流民の出身であり、東晋時代に活躍した北府軍団の将校と、その末裔にあたる者たちであった事実は見逃されてはならない。このことは、当時の政権と、当該時期における流民、とりわけ王室の出身地たる晋陵郡域上のそれとの関係の重要性について示唆しているものと考えられるのである。実は、この重大な問題は、これまであまり注意されてこなかった。そのため、南朝政権と当該地域僑民との関係については、いまだ十分に論じられたとは言えない状況にあるのである。

そこで第Ⅱ部では、南朝宋斉政権とこの晋陵郡域上僑民との関わりを、主として彼らを把握するために設置した僑州郡県と当時の軍事との関係の問題から検討を加え、当該政権の本源的とも言える権力基盤について考究した。

従来、東晋時代にあっては、晋陵郡域上僑居の流民は、戸籍に登録されることなく、税役負担を免除

される代わりに北府(主に京口 [現江蘇鎮江市] に置かれた)兵として兵役を負担したという田余慶氏の説が有力であった。そのため、彼ら僑民と政権との関係について、例えば、政権側は彼らをどのように掌握したのかなど、政権と僑民との結合面については、不分明な点が多かったのである。かかる状況下、初めて当該地域僑民も戸籍に登録され、税役・役・征役を負担したことを主張したのが安田二郎氏であった。安田氏は、当該地域に僑置された無実土の僑郡県下の僑民もまた、僑郡県の黄籍に登録されると同時に、居住地晋陵郡からも白籍(流民の戸籍)によって把握されるという二重属籍制下に置かれたと考えたのである。僑民が如何なる役系統で、従軍したのかという問題については、史料の制約もあり、いまだなお解決したとは言えない状況にあるが、氏の黄白籍理解は、現在のところ最も説得力のある説のように思われる。第三章「劉宋以降の北府兵の軍事的位置についての再検討」では、この氏の斬新な方法論の提起を踏まえ、僑官と僑民とに一定の関係性があったと考え、僑官のひとつ僑郡太守の就任形態、とりわけその太守選任者と太守の同時に有する官位の分析から、東晋政権と南朝以降のそれの当該地域僑在の僑民らに対する支配方式の差異について考察した。

その結果、東晋時代では、北府督将によって選任され、京口で在職していた晋陵郡域上僑置の無実土 僑郡の太守は、劉宋以降は、中央による選任に変更されること、そして、文帝期の南徐州(晋陵郡域) 設置以降は、中央の官位を兼任しつつ都・建康で在職する傾向がはっきりと看取されるようになること をつきとめ、これまで予測的に述べられていた劉宋以降の北府兵の中央軍化を、再度、就官時の様態か らもその方向性を確認し得たのである。そして同時に、孝武帝期以降、同様の就任形態が、より中央軍 に特化した形(孝武帝期以降、当該太守就任者は中央軍武官を兼任することが多くなる)で継続して看 取し得ることを指摘し、通説では、劉宋中期以降、政局を左右する軍事的重要位置を襄陽の兵に奪われ るとされる北府兵の位置について、再評価し得る可能性のあることを示唆した。

これまで、東晋時代に北府兵として活躍し、劉裕(宋武帝)の革命の軍事的な基盤となるなど、劉宋政権成立に至るまで重要な軍事的役割を果たした晋陵郡域上に僑居した流民は、劉宋以降南朝期になるとその軍事的影響力を低下させ、その重要位置を、襄陽の兵に奪われるという田余慶氏の見方が有力視されてきており、これまで南朝における当該地域僑民の軍事的力量については否定的に受け止められることが多かった。

最近になって、中村圭爾氏によって、当該地域僑民の軍事的役割の重要性が再度指摘されているが、 推測にとどまっており、彼らがどのように南朝の軍事と関わっていたかなど、実際面の検討については 一切なく、この点でなお検討の余地を残したと思われる。

第四章「南朝宋斉時期の国軍体制と僑州南徐州」では、東晋に比して従来あまり注視されてこなかった南朝宋斉時期における僑州南徐州下(晋陵郡域上)僑民の軍事的重要性について、当該時期の国軍の体制下にあって僑州南徐州が如何なる位置にあったのか、この点を検討することから、彼らの軍事力量について再評価を試みた。

その結果、まず『宋書』に記載された僑州南徐州の戸口数が、別格の揚州に次いで第2のそれを誇ることから、その管轄下に無実土の僑郡県を多くかかえるとはいえ、劉宋時期、当該州が、劉宋領域内において比較的戸口把握がなされた地域であったことを再確認した。そのうえで、南斉明帝の建武2年(495)北伐時に発布された「詔、南徐州僑旧民丁、多充戎旅、蠲今年三課。」なる詔を手掛かりに、当時の国軍体制が中央軍を中心とした体制であったことを改めて指摘し、加えて、南斉初代皇帝蕭道成の劉宋末執政時期における対南徐州策の検討から、劉宋武帝(劉裕)の東晋末における対北府把握策と同質の傾向性を看取し、南朝宋斉時期においても、南徐州の僑旧(元僑民を多く含む)民丁が中央軍の兵

源のひとつとして、依然として重要な軍事位置にあったことを推定した。また、以上の考究を踏まえたうえで、南斉政権の南徐州に対する土断策の検討から、当時の南徐州下僑民も漸次郷族集団的性格を喪失し、整理・土着化される傾向にあったこと、しかしそれにも拘らず、その南徐州の民丁に依拠していた政権の姿勢とを確認したのである。

第五章「東晋南朝の「軍郡」――義熙土断と劉裕の対州鎮政策――」では、晋宋革命時期の国軍体制の改編の問題を取り上げた。晋宋革命に際して、その政治体制は大きく変更されることになるが、この変化にともない、劉宋以降の国軍体制もまた改編されていく。この劉宋以降南朝の国軍体制の問題は、南朝宋斉政権の権力構造およびその基盤の問題を考える際、看過し得ない重要なそれであり、第五章では、東晋からどのような変遷をへて南朝の体制が確立されるに至ったのかについて、『宋書』『南斉書』などの正史に散見される「軍郡」なる用語の分析を手掛かりに、東晋末に劉裕主導で実施された義熙土断の性格を、彼の対州鎮政策の問題から考察し、東晋末における劉裕の国軍体制の改編過程の一端について検討を加えた。

その結果、まず「軍郡」なる用語については、日本史学界懸案の『宋書』倭国伝の事例以外において は、無実土僑郡太守ないしは無実土僑郡そのものを指し示す語であることを確認した。そして、その「軍 郡」なる用例が、東晋末に劉裕主宰で実施された義煕土断を境に、晋陵郡域上僑置の無実土僑郡を指し 示す一例のみしか看取し得なくなるが、その意味について、当該土断時の僑州豫州に対する措置に焦点 を絞り検討を加えた。それにより、東晋時代、北府に劣らず建康の西方(姑孰〔現安徽当塗県〕、蕪湖 〔現安徽蕪湖市〕、歴陽〔現安徽和県〕などの地)にあって中央にも影響力を有し、その都督・将軍府は 西府と称されることもあった僑州豫州は、当該土断に際して、江北淮南域に実土化したものの、主要な 基盤であった江南丹陽郡域の実権を奪われることになり、大きくその軍事力量を低下させることになっ たことを明らかにした。また、この土断がこれまでのそれとは異なり、僑州郡県の実土化を大規模に行 う特徴を有したことをも指摘し、この事実の背景に、東晋時代、州鎮の軍事力量であった無実土の僑郡 下僑民を土着化させつつ、政区を細分化し州鎮の力量を抑制していく形で、州鎮体制を再編せんとする 劉裕の思惑を読み取ったのである。そして、かかる対州鎮政策を開始したにも拘らず、建康のお膝元に あって自身の軍事基盤たる江南の晋陵郡域上の無実土僑郡などに対しては、豫州に対する施策とは対照 的に、これまでの土断同様、政区と僑戸の整理にとどめ、依然として無実土の状態に置くという、一連 のこれら劉裕の方策に、州鎮の力を抑制しつつ、中央の力量を強化していく南朝的国軍体制への改編の 一斑を見て取ったのである。

#### 結論

結論では、以上の各章の梗概を再度述べたうえで、第Ⅰ部、第Ⅱ部の検討で得られた諸成果が、南朝 史にあってどのような意味をもつのか、このことについて触れ、総括とした。

まず第 I 部について述べれば、従来、「貴族制」研究の盛んな折には、皇帝対貴族(名族)という図式のもと、南朝では、名族層は、皇帝家と対立する存在として見なされることが多かったように思われるが、第一章の検討結果からは、劉宋前期には皇帝側が、姻族の有能な士族を任用するとともに、信任する士族とは、積極的に婚姻関係を結んで結合関係を強化するという、皇帝側の主体的な意志によって、政権に士族層を取り込んでいた様子を認め得た。このことは、これまでの皇帝対貴族という対立的見方に修正を迫る事実と言えるように思われる。

それに加え、任用される士族が、多く姻族の者で、関係の薄い者には、新たに婚姻関係を取り結ぶという傾向が看取されたが、この問題については、かつてのように皇帝側が対立する士族層を懐柔し取り込む姿勢とのみ見るのではなく、有能な者を選んで婚を通じている点からも、当該時期政権の構造的な問題から考えるのが良いように思われる。すなわち、文帝前半期、中央政界を占めた士族層は、文帝即位以前の荊州刺史時代の旧幕佐であったが、当時、元府佐と故主との間には、門生故吏関係という特別な私的情誼関係が生じた。文帝は、その前半期、主としてこの門生故吏関係を有する元幕佐の士族や寒門寒人を選んで任用し、政権基盤を安定化させようとしていたのである。そして、彭城王義康事件をへて、皇族の敵対物性を痛感すると、その文帝後半期の中央政治には、皇族の江夏王義恭を名目的な位置に据え、一応は皇族親委の体制を標榜しはするが、実際の政治は信任する名族層に委ねるのである。そして、彼らとの間には、門生故吏に代わる私的な関係、つまり婚姻という関係を介し、その結合関係を基に己の権力基盤を強化し、安定化させようとしたと解せるのである。

ここからは、当該時期政権の構造的特質として、当時の政権基盤が、私的な結合関係により、その強化・ 安定化を図らなければならないほど不安定なものであったことを、改めて指摘できるように思われる。

そして第二章では、孝武帝が、中央軍を中心とする国軍体制へ再編し、その中央軍の主要な武官には、主として自身の旧幕佐「代党」を配置し把握することで、己の基盤の強化・安定化を意図していたことを確認した。従来、孝武帝政権が「代党」政権であったことは指摘されていたが、ここでは、新たにその政権の権力基盤として、中央軍をその中心に据える国軍体制の再編のあったことを論証し、そしてその中央軍を支える主要な武官の人事にも、「代党」を中心とした人物の選任のあったことを指摘し得たのである。

この孝武帝の国軍体制の再編・整備は、一見、帝の権力を盤石ならしめたかのような印象を与えるが、 その内実は、政界のみならず中央軍把握の面においてまで、旧幕佐という私的な関係を紐帯として強 化・安定化が図られている点で、当該孝武帝政権が、武帝・文帝のそれと同質の不安定な構造的特質を 備えもっていたことを強く示唆しているのである。

そして、このようなつねに不安定な権力の構造は、劉宋時期のみの特質ではなく、それを受けた南斉 王朝も同様であったと推知される。

次に、第 I 部で得られた諸成果を踏まえ、さらに第 II 部の考察についても補説すれば、この第 II 部を 貫く問題意識には、劉宋以降、国軍の中心に据えられた中央軍の主たる兵源は、いったい何処にあった のかというそれがあった訳だが、晋宋革命期、名族層が皇室司馬氏を推戴しつつ軍事権を分有し、権力 の均衡を保つという東晋の政治体制は、軍事権を皇族に委ね、皇権の強化を志向する南朝のそれへ大き く変更されることになる。そして第四章で指摘した如く、この政治体制の変更にともない、国軍体制も、 各要鎮に軍隊が駐屯し、中央を輔翼する東晋的体制から、州鎮を抑制しつつ、それに比して強大な軍隊 を中央に編制し、その中央軍を中心とした国軍体制へ改編されることになる。それは、第二章で見たよ うに、孝武帝によって再度編成し直され、以後受け継がれていくことになるのである。

東晋末の南朝的国軍体制への改編過程の一端については、第五章で考究した如くではあるが、第三章・第四章での検討で推定されたように、当該体制の改編により、東晋時代、北府督将の軍事基盤として中央の政局を左右する軍事的重要位置にあった晋陵郡域上僑居の流民は、劉宋以降、国軍の中心となった中央軍の主要な兵源のひとつとして中央に連接していくことになるのである。もちろん、その時々の政権により彼ら僑民に対する依存度は異なったと推測されるが、彼ら僑民は、劉宋、南斉、梁、三王室の広義の意味での同郷の人々であり、劉宋以降の中央軍の主要な兵源となって、王朝を支える本

源的な基盤として、変わらず軍事的な重要位置にあったと想定されるのである(南朝最後の王朝・陳の 王室が、出自を元僑民であると主張せねばならなかった所以でもある)。

であればこそ、南斉の初代皇帝蕭道成がそうであったように、南朝宋斉時期、皇帝以外の者が、この 国軍の中心たる中央軍、ひいては、その主要な兵源の晋陵郡域上の僑民(南徐州下民丁)の掌握に成功 した場合、中央の実権を握ることが可能となり、さらに甚だしき場合は、王朝交替を成し遂げることに もなったと考えられるのである。

以上が、南朝宋斉政権の権力構造とその権力基盤の問題について、本論で得られたささやかな成果である。残された課題も少なくないが、従来、「貴族制」研究の盛んな折には見落とされてきた南朝宋斉 時代史の実相について、いくらかの新たな知見をもたらすことができたと思われる。

今後、中国南朝史の研究は、これまでの「貴族制」の研究を見直し、かつて「貴族制」研究のために 顧みられることのなかった現在なお不分明な問題をひとつひとつ解き明かしていく方向で進められなけ ればならない。そしてそのうえで、それらを総体として理解し、中国通史における南朝史像、ひいては 魏晋南北朝史像を再構成していかなくてはならないと思われる。

### 論文審査結果の要旨

本論文は、南朝前期、宋斉王朝政権の権力構造と軍事的基盤について、分析を行ったものである。

第一章「劉宋前期における政治体制と皇帝家の姻族・婚姻関係」では、劉宋前期の権力構造を解明する手がかりとして、皇帝家の婚姻関係に着目して、皇帝家と姻戚関係にある貴族や寒門士族を重用していた事実をはじめて明らかにし、皇帝対貴族の視点から皇親の重用のみを重視してきた通説的理解を修正し、皇族・貴族・寒門を包括した、当時の全体的政治構造を浮かび上がらせることに成功している。

第二章「劉宋孝武帝の対州鎮政策と中央軍改革」では、孝武帝(在位453~464年)が地方の州鎮を抑制しつつ、中央軍を補強整備していく過程を、史料の精査によって、はじめて具体的に解明した。中央軍の強化による国軍体制の整備こそが南朝宋斉政権の最重要課題であった、という視点は、第三章以降で、華北から南下して晋陵郡域に集住していた流民、所謂「無実土僑郡県民」を中央軍の人的基盤ととらえた実証的作業により、一層具体的に明らかにされる。

第三章「劉宋以降の北府兵の軍事的位置についての再検討」では、東晋時代には、北府の州鎮長官によって選任され、北府で在職していた晋陵郡域上の無実土僑郡の太守は、劉宋初期には、中央による選任に変更され、さらに、元嘉八年(431年)、晋陵郡域に南徐州設置以降は、中央軍武官等を兼任しつつ、首都建康で在職する傾向がみられるようになり、その後、孝武帝時代にこの傾向が確定することをはじめて明らかにし、これを北府軍団の中央軍化と位置づけた。

第四章「南朝宋斉時期の国軍体制と僑州南徐州」では、南斉の建武二年(495年)に発布された詔令を手がかりとして、「無実土僑郡県民」が、5世紀末においても依然として国軍兵士の重要な供給基盤であったことを明らかにするとともに、「無実土僑郡県民」に大きく依存する体制が次第に困難となってきたことも指摘する。

第五章「東晋南朝の「軍郡」――義熙土断と劉裕の対州鎮政策――」では、正史に散見する「軍郡」なる用語に着目して、「無実土僑郡県民」が国軍兵士の供給基盤として認識されていたことを明らかにした。

本論文は、南朝前期、宋斉王朝政権の権力構造を、皇族のみならず、皇室と婚姻関係を結んだ貴族・ 寒門をも包括した視点からとらえ得ることをはじめて提起するとともに、その政権は州鎮を抑制して強 化した中央軍に支えられていたこと、そしてその中央軍の兵士の主たる供給源が「無実土僑郡県民」に あったことをはじめて論じた点に大きな意義がある。その成果は、斯学の発展に寄与するところ大であ り、本論文提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。